平成２７年（フ）第３７７号
大分市大字光吉2220番地の21
破産者　山下　裕子
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６１号
大分市金池南２丁目７番25―405号（金池マンションA）
破産者　堤　　高宣
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
北海道小樽市赤岩２丁目18番22号　社会福祉法人ノマド福祉会特別養護老人ホームはる、住民票上の住所北海道小樽市花園３丁目４番10号
破産者　小原　國男
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第４５号
北海道紋別郡遠軽町生田原668番地10　学校通団地Ａ棟102号、前住所北海道紋別郡遠軽町西町３丁目３番地22　末広団地１―２棟837号
破産者　菊池　浩一
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
北海道北見市幸町２丁目１番28―506号
破産者　今田　隼斗
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
青森市大字新城字平岡246番地85
破産者　柳谷　　忠
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５８０号
横浜市泉区岡津町689番地１　クレイドルⅡ101号
破産者　石崎　和樹
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８１号
横浜市旭区善部町23番地　善部ハイツＢ棟103
破産者　福永蘭子こと　張　　一蘭
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２４号
神奈川県茅ヶ崎市今宿544番地１　ヴェルドミール104
破産者　星野　圭介
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４７号
神奈川県大和市深見東３丁目４番32号フィールドハイツ深見Ａ棟202号、住民票上の住所神奈川県大和市深見1696番地
破産者　坪谷ひとみ
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８７号
横浜市南区東蒔田町３番地17　セザール蒔田公園104
破産者　和田　宏夫
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３３０号
横浜市鶴見区向井町２丁目68番地10、開始決定時の住所横浜市神奈川区西寺尾２丁目11番14号
破産者　平松　昭一
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９０号
横浜市神奈川区神大寺３丁目５番７―103号
破産者　大泉　勇二
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４１８号
横浜市磯子区中原４丁目26番16―103号
破産者　會澤　　卓
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１３号
新潟市中央区南笹口１丁目７番17号　トゥルムホシヤマ102
破産者　田村　泰子
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１号
福井県坂井市三国町新保第８号10番地
破産者　加賀　　宏
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
福井県坂井市三国町新保第８号10番地
破産者　加賀　彌生
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
福井県坂井市三国町梶第46号２番地９
破産者　おおて鍼灸院こと　加賀　　渉
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢878番地１
破産者　佐藤　忠敬
1　決定年月日　平成28年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部